

郡山市販売禁止鳥獣等の販売許可事務取扱要領

平成 12 年 4 月 1 日制定

平成 15 年 4 月 16 日一部改正

平成 27 年 5 月 29 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

[園芸畜産振興課]

1 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）法第 24 条に規定する販売禁止鳥獣等の販売の許可については、法、同法施行規則（以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針、福島県鳥獣保護管理事業計画及び郡山市同法施行細則（以下「市施行細則」という。）に別に定めのあるもののほかは、この要領によるものとする。

2 許可の対象

許可の対象は、ヤマドリ及びその卵、ヤマドリを加工した食料品とする。

この場合、ヤマドリとは、これらを解体して未だ加工品に至らない段階までのものをいい、また、加工したる食料品とは、生肉（脚、くちばし、内臓等を除去したもの）及び燻製、みそ漬け、かす漬け、塩漬け等調理したものをいう。

3 許可の基準

(1) 目的

販売の許可できる目的は次のとおりとする。（省令 23 条第 1 項）

ア 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合

(ア) 学術研究

(イ) 養殖

(ウ) 鑑賞を目的とする飼養

(エ) 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

イ 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合

(ア) 学術研究

(イ) 養殖

(ウ) 鑑賞を目的とする飼養

(エ) 放鳥

(オ) はく製

(カ) 食用

(キ) 羽毛の加工

(ク) 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

(2) 羽数及び期間

ア 許可の羽数は、許可の事由、過去の販売実績等を考慮して、必要な限度に限るものとする。

イ 許可の期間は、販売の実情を考慮するとともに、1 年以内に限るものとする。

4 申請及び許可

(1) 申請

販売許可を受ける者に対しては、販売禁止鳥獣等の販売許可申請書（市施行細則第 7 号様式）を提出させるものとする。（法第 24 条第 1 項）

(2) 許可

申請があったときは、前記 2～3 の基準等により許可することが適当であると認められるときは、販売許可書（様式第 1 号）を交付するものとする。（法第 24 条第 5 項）

なお、この場合、販売禁止鳥獣等の保護のため必要と認められる場合には条件を付することができる。（法第 24 条第 4 項）

(3) 許可したときは、販売禁止鳥獣等の販売許可台帳（様式第 2 号）を作成し整理するものとする。

(4) 住所等の変更届

ア 販売許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を変更したときは住所等変更届出書（市施行細則第 9 号様式）に販売許可証を添えてその事実が発生した日から 2 週間以内に市長に提出しなければならない。（省令第 24 条第 5 項）

イ 変更届出があったときは、その内容を確認のうえ販売許可証を訂正し届出人に返戻すること。

(5) 販売許可証の亡失届

ア 販売許可証の交付を受けた者又は法人は、販売許可証を亡失したときは、許可証等亡失届出書（市施行細則第 10 号様式）を遅滞なく市長に提出するものとする。ただし、再交付の申請をした場合はこの限りではない。（省令第 24 条第 6 項）

イ 亡失届出があったときは、その内容を確認のうえ亡失理由が相当と認められ場合には、再交付申請の指導を行うものとする。

(6) 販売許可証の再交付

ア 販売許可証の交付を受けた者又は法人から、亡失の理由により許可証等再交付申請書（市施行細則第 8 号様式）が市長に提出された場合は、前記(2)の取り扱いにより再交付するものとする。（法第 24 条第 6 項）

イ 再交付の販売許可証の有効期間は当初許可の残存期間とすること。

(7) 販売許可証の返納

販売許可証の交付を受けた者は、販売許可証が効力を失った日から 30 日以内に販売許可証を返納しなければならないので、許可の際にその旨を指導するものとする。（法第 24 条第 8 項）

5 措置命令

法第 23 条の規定に違反して許可を受けずに販売禁止鳥獣等の販売をした者又は法第 24 条第 4 項の規定により付された条件に違反した者に対し、法第 24 条第 9 項の規定に基づき当該違反に係る鳥獣を解放することその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（法第 24 条第 9 項）

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

第 号 有効 年 月 日から
年 月 日 期間 年 月 日まで

販 売 許 可 証

郡山市長



住 所	
氏 名 (法人の名称)	
生 年 月 日 (代表者の氏名)	
鳥獣等の種類 及び数量	
鳥獣等の所在地	
販売の事由	
条 件	

注 意 事 項

- 1 販売許可証は、販売禁止鳥獣等の販売を行うに際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 販売許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。
- 3 販売許可証は、その効力を失った日から30日以内に、交付を受けた市町村長に返納しなければならない。

(様式第2号)

販売禁止鳥獣等の販売許可台帳

郡山市

許可年月日	許可番号	種類	野生養雁の別	数量(羽)	許可事由	許可期間	氏名	住所	職業	備考

※ 種類には、亜種名を記入すること。

(様式第2号)

販売禁止鳥獣等の販売許可台帳（記入例）

郡山市

許可年月日	許可番号	種類	野生養殖の別	数量(羽)	許可事由	許可期間	氏名	住所	職業	備考
H27.4.1	〇〇指令〇〇第〇〇号	ヤマドリ	野生	5羽	養殖	H27.4.1～H28.3.31	郡山 太郎	郡山市〇〇〇	農業	
H27.4.1	〇〇指令〇〇第〇〇号	アカヤマドリ	養殖	5羽	はく製	H27.4.1～H28.3.31	郡山養殖 代表 郡山 太郎	郡山市〇〇〇		

※ 種類には、亜種名を記入すること。

(参考)

ヤマドリの販売許可事務について

1 制度の趣旨

ヤマドリは、コシジロヤマドリ以外の亜種は狩猟鳥獣であるが、猟味の満喫という点からみても狩猟の好対象であり、また、食料品としても美味であることから、ややもすると販売利益を目的として違法に乱獲されがちな傾向にあるので、これらにつき、その加工した食料品も含めて、その販売課程をチェックし、違法な捕獲を未然に防止する必要がある。

そのため、ヤマドリ（これを加工した食料品を含む）は、学術研究又は養殖のためその他特別な事由により都道府県知事（市町村長）の許可を受けた場合でなければ、これを販売することができないことになっている。

なお、S25～58年までの間はキジ類も販売許可の対象とされていた。

2 許可の範囲

ヤマドリの販売許可は、ヤマドリとその加工食料品に限られ、かつ、これらの販売のみを規制している。

したがって、ヤマドリの加工品である剥製又は標本の販売については許可を要しないこととなっている。

これらの許可は、第一に学術研究の場合、第二に養殖の場合、第三にその他の特別の事由がある場合に、都道府県知事により与えられることになっているが、その他特別の事由としては、放鳥用、観賞用、剥製用、羽毛加工用、食用等が考えられる。

3 許可の手続き

(1) 許可の申請

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第13条ノ2ただし書きの販売許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事（市町村長）に提出しなければならないことになっている。（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第35条）

- ① 販売人の住所、職業、氏名および生年月日（法人にあつては住所、名称及び代表者の氏名）
- ② 種類、数量及び所在地 ※種類は、亜種名を記入する。
- ③ 許可を受けようとする事由

(2) 許可書の交付

ヤマドリ販売許可の申請があつたときは、都道府県知事（市町村長）は、一定の許可基準（S45 林野庁通達）に基づいてこれを審査して適当と認めれば、これに許可を与えることになるが、この場合の許可は、一定の様式による許可証をもってなされるのではなく、個々の許可指令書によってなされることになる。

※ ヤマドリには次の5亜種がある。

ヤマドリ（主に関西地方以東）、ウスアカヤマドリ（千葉・茨城・静岡等）、シコクヤマドリ（中国四国）、アカヤマドリ（九州北部）、コシジロヤマドリ（九州南部）

(福島県に一般的に生息しているのは、ヤマドリのみである。)

◎45 林野造第 566 号林野庁長官通達 (S45.6.18)

(キジ類及び) ヤマドリの販売の許可について

(キジ類及び) ヤマドリの販売についての許可事務を処理するにあたっては、次に示す事項に留意して適正円滑な事務処理を図るものとする。

(1) 許可の対象

許可の対象は、(キジ、コウライキジ、) ヤマドリ及びこれらを加工したる食料品である。この場合 (キジ、コウライキジまたは) ヤマドリとは、これらを解体して未だ加工品に至らない段階までのものをいい、また、加工したる食料品とは生肉 (脚、くちばし、内臓等を除去したもの) 及び燻製、みそ漬け、かす漬け、塩漬け等調理したもの等をいう。

(2) 許可の事由

ア 野生の (キジ類及び) ヤマドリの販売許可については、次の用途に供する場合に許可できるものとする。

(ア) 学術研究

(イ) 養殖

(ウ) 鑑賞を目的とする飼養

イ 人工増殖によって生産された (キジ類及び) ヤマドリについては、アの用途に供する場合のほか、次の用途に供する場合についても許可できるものとする。

(ア) 放鳥

(イ) はく製

(ウ) 食肉

(エ) 羽毛加工

ウ 削除

(3) その他

ア 許可の羽数は、許可の事由、過去の販売実績等を考慮して、必要な限度に限るものとする。

イ 許可の期間は、販売の実情を考慮するとともに、1 年以上の長期の期間にならないように注意するものとする。